

特別養護老人ホーム馬込地域交流スペース（遊々広場）利用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、特別養護老人ホーム馬込（以下「当施設」という。）内の地域交流スペースが、地域福祉の推進のために広く地域住民の交流の場となることをめざして、その利用についての規則を定めるものです。

（利用目的）

第2条 地域福祉の推進のために、会議・研修会・講習会等の催し物及び休憩スペースとして、以下①から③に該当する個人、団体等が利用することができます。

- ①当施設の近隣住民、在勤者及びそれらのもので構成される団体等
- ②当施設の近隣保育所、幼稚園、学校及び会社等
- ③その他、特別養護老人ホーム馬込施設長（以下「施設長」という）が特に認めた者

（利用可能日・時間）

第3条 年末年始（12月30日～1月3日）を除く日について利用が可能ですが、当施設の行事を優先しますので利用できない場合があります。利用時間は10時から20時の間です。

※利用時間

- 午前区分10時～12時
- 午後区分13時～17時
- 夜間区分18時～20時

（利用申し込み）

第4条 利用ご希望の方は、所定の「申込書兼利用許可書」に必要事項を記入の上、施設長宛にお申し込みください。お申込みは、利用を希望する日の属する月の3か月前の月の初日から受け付けます。

（利用許可の取り消し）

第5条 「申込書兼利用許可書」に虚偽の記載があった場合や、申し込み後に利用にふさわしくない事実が判明した場合、あるいは承認を受けた目的以外に利用された場合には、利用許可の取り消しを行うことがあります。

（利用料）

第6条 原則として利用料はいただきません。

（損害賠償）

第7条 建物内外の設備・備品、その他を破損・汚染・紛失させた場合、利用者は速やかに施設長に連絡して下さい。利用者（参加者、関係者を含む）に起因する損害については、利用者に賠償していただきます。

(免責)

第8条 利用にともなう人身事故・展示品等の盗難・破損事故などすべての事故については当施設に重大な過失がない限り一切の責任を負いません。

(利用許可の制限)

第9条 以下の事項にあてはまる場合、あるいは施設長が利用にふさわしくないと判断した場合は利用を制限します。

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
- ・ 政治的または宗教的集会と認められるとき
- ・ 建物内外の設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- ・ 反社会的勢力、またはそのおそれがある組織の利益になると認められるとき
- ・ 騒音等で近隣に迷惑を及ぼす行為をしたとき
- ・ 営利を目的として行うもの
- ・ 有償で行われる教室等（実費程度で運営される趣味活動、クラブ活動等は除く）
- ・ 当施設の管理、運営上支障があると判断される時

(利用時の注意)

第10条 利用上の注意事項は以下のとおりです。

- ・ 地域交流スペースにある備品等は大切に使用してください。また、使用後は机やいす等は元の位置にお戻しください。
- ・ 建物内は禁煙です。喫煙は所定の場所をお願いします。
- ・ 建物内への火気等の危険物の持ち込み・使用は禁止です。
- ・ 地域交流スペース内にあるキッチン（ポット、食器類を含む）はご使用いただけます。使用後は元の状態にお戻しください。
- ・ 飲食物の持ち込み可能です。ゴミはお持ち帰りください。
- ・ 許可なく地域交流スペース以外の場所への立ち入りはご遠慮ください。
- ・ 駐輪場をご利用いただけます。
- ・ お車をご利用の場合には事前にご相談ください。
- ・ 利用許可申込書の提出時点で、この要綱に同意したものとみなします。
- ・ この要綱に定めのない事項については、事前にご相談ください。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。